

神戸市就学援助規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月29日

神戸市教育委員会

教育長 長田 淳

神戸市教育委員会規則第16号

神戸市就学援助規則の一部を改正する規則

神戸市就学援助規則（平成12年4月教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(対象者)</p> <p>第2条 就学援助を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、神戸市内に住所を有しており<u>小学校、中学校、義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程に在学する児童若しくは生徒又は次年度に小学校若しくは義務教育学校に入学を予定している就学予定者の保護者</u>（神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則（昭和28年7月教育委員会規則第9号）第10条第3項の規定により区の長により区域外就学を承</p>	<p>(対象者)</p> <p>第2条 就学援助を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、神戸市内に住所を有しており<u>神戸市立小学校、神戸市立中学校、神戸市立義務教育学校又は兵庫県立芦屋国際中等教育学校前期課程に在学する児童又は生徒（兵庫県立芦屋国際中等教育学校前期課程にあつては、教育長が特に必要があると認める者に限る。）並びに神戸市内に住所を有しており次年度に神戸市立小学校又は神戸市立義務教育学校に入学を予定</u></p>

諾された児童又は生徒の保護者を含む。)であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、就学予定者の保護者にあつては、(1)を除く。

(1)～(4) [略]

(援助費)

第3条 就学援助の費目は、別表のとおりとする。ただし、対象者が次の各号に掲げる者であるときは、その者が受けることのできる就学援助の費目は、当該各号に定める費目とする。

(1) 生活保護法第13条の規定による教育扶助を受けている者 別表2の項、5の項、8の項、9の項、11の項及び13の項に規定する費目

(2) 国立又は私立の小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校の前期課程に在学している児童又は生徒の保護者 別表4の項、10の項、11の項、12の項に規定する費目を除く費目

(3) 兵庫県立芦屋国際中等教育学校の前期課程に在学する生徒の保護者 別表10の項、11の項に規定す

している就学予定者の保護者（神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則（昭和28年7月教育委員会規則第9号）第10条第3項の規定により区の長により区域外就学を承諾された児童及び生徒の保護者を含む。）であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、就学予定者の保護者にあつては、(1)を除く。

(1)～(4) [略]

(援助費)

第3条 就学援助の費目は、別表のとおりとする。ただし、生活保護法第13条の規定による教育扶助を受けている者が受けることのできる就学援助の費目は、別表2の項、5の項、8の項、9の項、11の項及び13の項とする。

る費目を除く費目

2、3 [略]

(終了)

第9条 教育長は次の各号に掲げるもののほか、前条第1号から第3号までの届出があった場合は、第6条に規定する認定期間中であっても、被認定者に該当する者でなくなった日の属する月の末日をもって就学援助の終了を決定する。ただし、届出に係る事由の発生した日が月の初日である場合は、当該事由の発生日の属する月の前の月の末日を就学援助の終了の日とする。

(1) [略]

(2) 被認定者の児童又は生徒が市外に転出したとき

(3) [略]

別表（第3条関係）

項	項目	定義
1	学用品 費用 学用品費	児童又は生徒が通常必要とする学用品の購入費及び小学校（義務教育学校の前期課程を含む。7の項を除き、以下同じ。）又は中学校（義務教育学校の後期課程及び <u>中等教育学校の前期課程</u> を含む。7の項を除き、以下同じ。）の第2学年以上の学年に在学する児童又は生徒が通常必要とする通学用品の購入費
[略]	[略]	[略]

2、3 [略]

(終了)

第9条 教育長は次の各号に掲げるもののほか、前条第1号から第3号の届け出があった場合は、第6条に規定する認定期間中であっても、被認定者に該当する者でなくなった日の属する月の末日をもって就学援助の終了を決定する。ただし、届け出に係る事由の発生した日が月の初日である場合は、当該事由の発生日の属する月の前の月の末日を就学援助の終了の日とする。

(1) [略]

(2) 被認定者の児童又は生徒が神戸市立以外の小学校、中学校又は義務教育学校に転出したとき

(3) [略]

別表（第3条関係）

項	項目	定義
1	学用品 費用 学用品費	児童又は生徒が通常必要とする学用品の購入費及び小学校（義務教育学校の前期課程を含む。7の項を除き、以下同じ。）又は中学校（義務教育学校の後期課程を含む。7の項を除き、以下同じ。）の第2学年以上の学年に在学する児童又は生徒が通常必要とする通学用品の購入費
[略]	[略]	[略]

7	新入児童生徒用品費	小学校、中学校又は義務教育学校に入学する者（義務教育学校にあっては、後期課程の第1学年に進級する者を含む。）が通常必要とする学用品及び通学用品の購入費（小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校の前期課程への入学（義務教育学校の後期課程の第1学年への進級を含む。）にあたり、それぞれ1回に限る。）	7	新入児童生徒用品費	小学校、中学校又は義務教育学校に入学する者（義務教育学校にあっては、後期課程の第1学年に進級する者を含む。）が通常必要とする学用品及び通学用品の購入費（小学校、中学校又は義務教育学校への入学（義務教育学校の後期課程の第1学年への進級を含む。）にあたり、それぞれ1回に限る。）
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。